

「平成30年7月豪雨」災害にかかる復興支援融資の取り扱いについて  
～ 全店に「災害相談窓口」を設置 ～

大阪シティ信用金庫（本店 大阪市、理事長 高橋知史）は、「平成30年7月豪雨」により、自社および販売・仕入れ先の被害による事業への影響が懸念される事業所を対象とした「災害対策緊急支援融資」、ならびに自宅や車などの家財等に被害を受けられた個人の方を対象とした「大阪シティ災害復旧ローン」の取り扱いを開始します。

併せて「災害相談窓口」を全店に設置し、被災されたお客さまのご相談をお受けします。

## 記

### 1. 災害対策緊急支援融資

対象先：「平成30年7月豪雨」により、自社および取引先の被災により影響を受けている既往・新規事業先

資金使途：運転資金、設備資金

融資金額：原則100百万円以内

取扱期間：平成30年7月11日（水）～平成30年12月28日（金）

### 2. 大阪シティ災害復旧ローン

対象先：「平成30年7月豪雨」により被害を受けられた方

資金使途：被災からの生活再建にかかる次の資金

①住宅の補修・修繕費用

②自動車の修理・買替費用

③家具・家電等の修理・買替費用

融資金額：10万円以上500万円以内

取扱期間：平成30年7月11日（水）～平成30年12月28日（金）

### 3. 「災害相談窓口」の設置

災害対策、復旧に向けた支援全般のご相談に応じます。

なお、既に設置している「震災相談窓口」を当窓口に取り替え、震災と豪雨災害の相談に応じます。

以上